

○南空知公衆衛生組合議会議員の報酬及び
費用弁償に関する条例

〔昭和42年5月23日
条例第4号〕

| | | |
|----|------------------|------------------|
| 改正 | 昭和43年1月23日条例第1号 | 昭和44年1月6日条例第1号 |
| | 昭和44年10月1日条例第3号 | 昭和45年3月4日条例第2号 |
| | 昭和49年12月28日条例第6号 | 昭和52年3月7日条例第1号 |
| | 昭和54年3月3日条例第1号 | 昭和55年12月22日条例第1号 |
| | 昭和56年3月30日条例第1号 | 昭和59年3月2日条例第1号 |
| | 昭和60年3月6日条例第1号 | 昭和61年3月4日条例第1号 |
| | 平成元年3月8日条例第1号 | 平成2年3月7日条例第1号 |
| | 平成3年3月7日条例第1号 | 平成4年3月6日条例第1号 |
| | 平成7年3月8日条例第1号 | 平成11年2月10日条例第1号 |
| | 平成12年2月29日条例第1号 | 平成19年3月29日条例第5号 |
| | 平成21年2月23日条例第1号 | 平成25年2月26日条例第2号 |

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、組合議会議員に対する議員報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

（議員報酬）

第2条 議会議員に支給する議員報酬の額は、次のとおりとする。

| | | |
|-----|----|---------|
| 議 長 | 日額 | 8,300 円 |
| 副議長 | 日額 | 8,200 円 |
| 議 員 | 日額 | 8,000 円 |

（支給方法）

第3条 議員報酬は、職務に従事した都度速やかに支給する。

2 議員報酬を支給する職務は次のとおりとする。

- (1) 定例会、臨時会
- (2) 前号に定めるもののほか、議長が特に必要と認めた職務

（費用弁償）

第4条 議会議員が会議の出席その他公務のため旅行したときは、その旅行に対し費用弁償として別表に定める額の旅費を支給する。

2 旅費の種類及びその支給方法については、南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和42年条例第8号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年5月17日から適用する。

附 則（昭和43年1月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年1月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年10月1日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月4日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年12月28日条例第6号）

この条例は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月7日条例第1号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月3日条例第1号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月22日条例第1号）

この条例は、昭和56年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日条例第1号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月2日条例第1号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月6日条例第1号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月4日条例第1号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月8日条例第1号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 7 日条例第 1 号）

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 3 月 7 日条例第 1 号）

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 3 月 6 日条例第 1 号）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 8 日条例第 1 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 2 月 10 日条例第 1 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 29 日条例第 1 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 5 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 23 日条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 26 日条例第 2 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第5章 給与（南空知公衆衛生組合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例）

別表

| 区 分 | 車 賃 (1 kmにつき) | 日当 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) | |
|---------|------------------|------------|-------------|----------|
| | | 区 域 外 | 区 域 内 | 区 域 外 |
| 議 会 議 員 | 37 円 | 2,600 円 | 3,000 円 | 11,800 円 |

- 備考 1 南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例別表第2の備考を準用する。
- 2 区域内とは、長沼町、由仁町、南幌町の区域をいう。
- 3 公務上の必要又は、天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、隣接区域の市町へ旅行する場合は、日当を1,300円とする。